

2050年北海道温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた懇話会 開催要領

第1 目的

2050年までに北海道における温室効果ガス排出量の実質ゼロ（以下、「実質ゼロ」という。）を目指すにあたり、本道にふさわしい「目指す姿」やそれに向けた取組の方向性などについて、有識者から意見を聴取するため、「2050年北海道温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた懇話会」（以下「懇話会」という。）を開催する。

第2 議題

懇話会の議題は、次のとおりとする。

- (1) 実質ゼロに向けた「2050年の目指す姿」について
- (2) 実質ゼロに向けた「取組の方向性」について
- (3) その他、実質ゼロを目指すにあたっての検討のために必要な事項

第3 構成

構成員は、学識経験者等の中からゼロカーボン推進監が選定する。

第4 運営

- (1) 懇話会は、ゼロカーボン推進監が召集し、主催する。
- (2) やむを得ない事由により懇話会の開催が困難な場合においては、議事を記載した書面を構成員に送付し、その意見等を徴することで懇話会の開催に代えることができる。
- (3) 懇話会に、座長を置き、構成員の互選により、これを定める。
- (4) 座長は、懇話会の議事進行を図る。座長が不在の場合は、予め座長が指名した構成員がその職務を代行する。
- (5) 懇話会には、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

第5 その他

- (1) 懇話会の事務局は、北海道環境生活部ゼロカーボン推進局気候変動対策課に置く。
- (2) 懇話会は、原則として公開する。
- (3) この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、ゼロカーボン推進監が定める。

附則 この要領は、令和3年10月28日から施行する。